

綾瀬市児童・生徒心臓病検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内小・中学校の児童・生徒を対象に心臓病疾患の早期発見に努め、事後措置及び管理指導の徹底を図るとともに保護者、学校関係者、教育委員会及び検査機関が相互に協力して、学校保健の円滑な実施と児童・生徒の健康の保持増進に資することを目的とする。

(検査機関)

第2条 前条に規定する検査機関は市が契約した医療機関とする。

(検査内容等)

第3条 検査は、第一次検査及び第二次検査とする。

2 第一次検査の対象は、小・中学校の1年生とし、心電図検査を実施するものとする。

3 第二次検査の対象は、第一次検査の結果要精検者とし、次に掲げる検査を実施するものとする。

- (1) 専門医による聴打診
- (2) 心電図(12誘導)
- (3) 身長、体重及び血圧
- (4) 必要に応じ負荷心電図、心臓エコー検査

(判定委員会)

第4条 判定委員会委員は、専門医及び各学校医で構成する。

2 判定委員会は年1回開催する。

3 座長は委員の互選により決定する。

4 座長は会務を総理し、委員会を代表する。

5 判定委員会は、検査機関より提出のあった第二次検査の結果により、次に掲げる心臓病管理指導表の区分により判定する。

- (1) 医療面からの区分は、「1 要治療」、「2 要予防内服」、「3 要観察」、「4 管理不要」とする。
- (2) 学校生活規制面からの区分は、「A 登校禁止」、「B 要制限」、「C 要養護」、「D 要注意」、「E 普通生活」とする。

(事後措置)

第5条 教育委員会は、判定委員会の結果に基づき学校及び保護者へ必要な措置をとるよう指示し、当該指示を受けた学校及び保護者は学校医と密接な連絡を保ち、児童・生徒の健康管理を行う。

(庶務)

第6条 検査及び判定委員会の庶務は、児童・生徒心臓病検診実施所管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。